

平成31年江南市教育委員会3月臨時会会議録

開催年月日 平成31年3月13日(水)

場 所 防災センター 研修室1

出席委員	教 育 長	村 良 弘
	教育長職務代理者	松 尾 昌 之
	委 員	山 田 茂 美
	委 員	後 藤 鎮 全

説明のため出席した職員

教育部長	菱 田 幹 生
教育課長	稲 田 剛
教育課管理指導主事	伊 藤 勝 治
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	中 村 雄 一
生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之
スポーツ推進課長兼体育施設長	伊 藤 健 司
こども政策課長	鵜 飼 篤 市
教育課指導主事(主査)	瀬 上 圭 太
教育課指導主事(主査)	加 藤 佳 子

事務局職員	教育課主幹	仙 田 隆 志
	教育課主査	都 築 尚 樹
	教育課主事	山 田 淳 子

傍聴者数 0名

議事日程

日程第1	会議録署名者の指名
日程第2	議案第10号 江南市立学校管理規則の一部改正について
日程第3	協議題 平成31年度儀式等の日程(案)について
日程第4	報告事項
	1 地域学習活動支援事業実施要綱の一部改正について
	2 江南市図書館基本計画パブリックコメント結果の報告について
	3 古知野東公民館長兼社会教育指導員の退職について
	4 10連休における放課後児童健全育成事業の実施について
日程第5	協議題 江南市教職員の人事異動について

午後 3 時 00 分 開 会

○教育長 ただいまから、教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

△日程第 1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名者には、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、教育長において、後藤鎮全さん、山田茂美さんを指名いたします。

△日程第 2 議案第 1 0 号 江南市立学校管理規則の一部改正について

○教育長 日程第 2、議案第 1 0 号 江南市立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 デジタル教科書を今まですでに使用している学校はありますか。

○教育課指導主事 指導者が指導者用デジタル教科書を使用しているところはありませんが、子どもたちが学習者用デジタル教科書を使うということは今のところありません。今回の件は、子どもたちが、紙の教科書に代わって学習者用デジタル教科書を使う場合の話になります。

○山田委員 特別支援教育でデジタル教科書を導入している学校はありますか。

○教育課指導主事 指導者が子どもたちに対して、インターネット上のデジタルな内容のものを使って指導するということはありますが、子どもたちが学習者用デジタル教科書を購入して使用するということはこれまでになかったと記憶しています。

○山田委員 これからも特別支援教育などで使おうとする場合は、記載があるように届け出申請をしてから使用するという形に統一されるということでしょうか。

○教育課指導主事 はい。

○教育長 教科書は法律に基づいて無償で配布されていますが、デジタル教科書についても今現在同じか。

○教育課管理指導主事 今使用している指導者用のものは購入しています。

○教育長 子どもがデジタル教科書を使おうと思うと新たに購入しなければならないが、その際に保護者の経済的負担を考えなければならないということを今回の件で言っている。そのように解釈すればよいか。

○教育課長 はい。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 協議題 平成31年度儀式等の日程（案）について

○教育長 日程第3、協議題 平成31年度儀式等の日程（案）についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

（教育課長 資料に基づき説明）

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。案を消していただきますようお願いします。

△日程第7 報告事項

- 1 地域学習活動支援事業実施要綱の一部改正について
- 2 江南市図書館基本計画パブリックコメント結果の報告について
- 3 古知野東公民館長兼社会教育指導員の退職について
- 4 10連休における放課後児童健全育成事業の実施について

△日程第5 協議題 江南市教職員の人事異動について

○教育長 日程第5、協議題 江南市教職員の人事異動についてを協議いたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」ことになっています。協議題 江南市教職員の人事異動については、「人事に関する事件その他の事件」に該当しますので、当該の議決については、非公開にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、協議題 江南市教職員の人事異動につ

いては、非公開とすることに決定いたしました。暫時、休憩いたします。

午後 3 時 40 分 休 憩

午後 3 時 44 分 開 議

○教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長 その他、事務局より何かありましたらお願いします。

[何もないことを確認]

○教育長 以上で、当局より提出されました案件はすべて終了しました。これをもって、教育委員会 3 月臨時会を閉会いたします。

午後 3 時 45 分 閉 会